

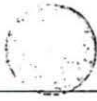




発 議	平成 2 9 年 7 月 2 5 日	保存年限	永年・10年・5年・3年・1年・()			
決 裁	平成 年 月 日	情報管理	□開示 (□全部 □一部 □時限)			
施 行	平成 年 月 日		□非開示 (非開示解除)			
町 長	副町長	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
						
電 話 発 信 報 告 書						
発 信 日 時	平成 2 9 年 7 月 2 4 日 (月) 午後 6 時 3 0 分					
受 信 者 名	鶴雅観光開発 (株) 					
発 信 者 名	総務課長 小林 俊也					
次のとおり、電話を発信したので報告します。						
件 名	旧湯里団地公営住宅敷地について					
内 容 (要 旨)	<p></p> <p>先日 (18日) 町に伺った後に、振興局へ立ち寄り、寮の建設にあたり問題点はないか確認してきました。</p> <p>確認したところ、計画では合同会社が建設し、鶴雅観光が賃貸を受けることで合意書を交わしていますが、特定公園内で、第3者へ貸し出しはできず、貸し出す場合は、公道より既施設から、20メートル奥に建てなければならないということです。</p> <p>20メートル奥となると、崖になっており、現在計画している共同住宅では、建設が難しい状況となります。</p> <p>現在、社内で鶴雅観光で直接建設できないか、検討、調整中です。目処がつかましたら、再度連絡します。</p>					
対 応 結 果 又 は 今 後 の 処 理						